

西ヶ原子子どもセンターの引継職員の配置について

指定管理者候補者を選定した結果、現指定管理者から変更となる場合は、運営の引継ぎを行います。

引継ぎにおける職員につきましては、以下のとおり配置をお願いする予定です。

1 職員要件

- (1) 令和7年4月1日以降も引き続き勤務する職員を配置すること。
- (2) 選定の応募時に提案の職員人数を配置すること。
- (3) 常勤職員は令和7年2月1日から配置すること。

2 業務日

月曜日から土曜日まで（祝日を除く）。

ただし、行事等の都合上、業務日を変更する場合がある。

3 開館時間

午前9時30分から午後5時30分まで。

上記開館時間に合わせ、勤務時間を決定すること。

4 勤務日数

番号	区分	令和7年2月	令和7年3月
1	所長	15日以上	20日
2	常勤	15日以上	20日
3	非常勤	—	10日程度
4	本部職員	必要に応じて対応	必要に応じて対応